

外国にルーツを持つ児童生徒の学習権保障と デジタル教科書政策

小 澤 亘

(立命館大学産業社会学部)

デジタル教科書論議において、日本語学習で困難に直面する「外国にルーツを持つマイノリティ児童生徒」については、今まで、ほとんど議論されてこなかった。本稿では、こうしたデジタル教科書政策の死角にフォーカスする。立命館大学 DAISY 研究会 (Rits-DAISY) は、外国文化を背景とするために学習面において困難に直面するマイノリティ児童生徒に対して、デジタル図書技術 (DAISY など) を応用して支援活動を継続してきた。こうした経験を振り返り、外国にルーツを持つマイノリティ児童生徒に対する学習権の保障を担保するデジタル教科書政策のあり方について問題提起を行う。

キーワード：デジタル教科書政策，DAISY 版教科書，外国にルーツを持つ児童生徒，Rits-DAISY，学習権保障，著作権法

立命館人間科学研究, No.33, 63-74, 2016.

はじめに

外国にルーツを持つ児童生徒に対する教育問題は、1990年入国管理法が改定されてニューカマーが増大すると顕在化し、日本語教育研究者や社会学者らによって実証研究と政策提起が重ねられてきた。

主なものを振り返っておくと、まず、宮島喬と太田晴雄は、外国人児童生徒に対して、「教育の権利」と不可分であるべき「教育の義務」規定が日本では欠落している点を問題視する。こうした権利義務規定の法的瑕疵が、マイノリティ児童生徒の教育状況に大きなマイナスの影響を及ぼしており、とりわけ不就学問題の背景となっていると指摘している (宮島・太田 2005; 宮島

2005)。また、宮島と太田は、外国人児童生徒に対する教育環境について、①教育スタッフ配置の不十分性、②外国人児童生徒の文化的背景を考慮した指導の不十分性、③モノカルチャーリズムに傾きがちな日本の学校社会の閉鎖性などについて、様々な角度から実証分析を行い、総合的な課題整理を試みている (宮島・太田 2005; 太田 2005)。佐久間孝正は、外国人児童生徒の不就学問題にフォーカスし、日本における地域教育行政における問題点を、就学案内・通知、編入や就学年齢超過に対する対応の不十分さなどにあることを詳細に明らかにし、自治体間の受け入れ態勢の格差について問題を提起している (佐久間 2006)。さらに、佐久間は、日本語能力測定基準の開発、バイリンガル相談員配置、スクールソーシャルワーカーなどの必要性を具

体的に提起している（佐久間 2011）。

中島和子は、カナダ・トロント大学の教育学者ジム・カミンズの多文化状況における研究成果を紹介しながら、日本語教育と並行した母語教育の必要性、マイノリティ児童生徒のアイデンティティ形成に資するアイデンティティ・テキストの重要性などを提起し、外国にルーツを持つ児童生徒の教育のあり方について一石を投じている。中島は、そこで、ジム・カミンズらの編著書（Cummins et al. 2007）を紹介し、ICT（デジタル情報技術）の教育的活用の重要性を指摘している。また、中島自身も漢字自習用ソフトの開発を試みたことを紹介している（中島和子 2011: 21-23）。

こうしたさまざまな政策提言を受けて、文部科学省は、2014年度から日本語教育を正規カリキュラム化し、外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）を提起・導入している。日本語教育のあり方は、近年、大きく進展している。しかしながら、文部科学省は、インターネットサイト「かすたねっと（CASTA-NET）」を通じて日本語教材の共有化を目指してはいるものの、本サイトで共有化されている教材の多くはPDF形式であり、依然、外国にルーツを持つ児童生徒に対する日本におけるICTの教育的活用はきわめて遅れた状況に留まっていると言わざるをえない。

これに対して、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（通称「教科書バリアフリー法」）。以下、この略称を使用する）の制定（2008年）によって、読み書き困難な障害児童生徒に対するICTの教育的活用は一定進んでいる。日本障害者リハビリテーション協会サイトからは、小中学校課程の主要な教科（国・数・理・社など）のDAISY版教科書が、読み書き困難な児童生徒を対象として、無料提供されている。こうした先行的な政策展開を経て、近年、本格的なデジタル教科

書議論が、日本でも活発に展開されるようになった。

こうしたデジタル教科書に関する議論をつぶさに見ていくと、ディスレクシア児童生徒を始めとする読み書き障害を持った児童生徒に対するアクセシビリティ（教科書の読みやすさ）の確保というテーマは重要な議題設定の一つとして位置づけられているものの、外国にルーツを持つ児童生徒については、その存在すら視野に入れられてこなかったと言えるだろう。私は、2009年から「立命館大学DAISY研究会（Rits-DAISY）」を立ち上げ、グローバル化に伴って日本に流入してきた、いわゆる、ニューカマーの子弟に対して、ICTを活用した学習支援活動を継続してきた¹⁾。本稿では、こうしたアクションリサーチの過程で私たちが遭遇した、日本社会においてマイノリティ児童生徒が直面する「文化的な壁」と「社会的な壁」を明らかにしたうえで、マイノリティ児童生徒に対する学習権の保障に向けて、日本社会が取り組むべきデジタル教科書政策における諸課題を整理する。

そのまえにまず、日本社会において外国にルーツを持つ児童生徒がおかれた状況を振り返りながら、マイノリティ児童生徒に対するICTによる学習支援活動の重要性について確認しておこう。

I. 外国にルーツを持つ児童生徒の現状とICTによる学習支援の重要性

文部科学省の平成26年度（2014年度）の調査から、日本語指導が必要な外国人児童生徒数（小・中・高校生）の10年間程の推移を図1で確認しておこう。日本語が必要な外国人児童生徒数は、長期滞日外国人の全体人口の動きと比

1) われわれの活動については、Rits-DAISYのウェブサイト(<http://rits-daisy.com/>)を参照されたい。オープンソースポリシーのもと、多言語DAISY版図書を公開している。

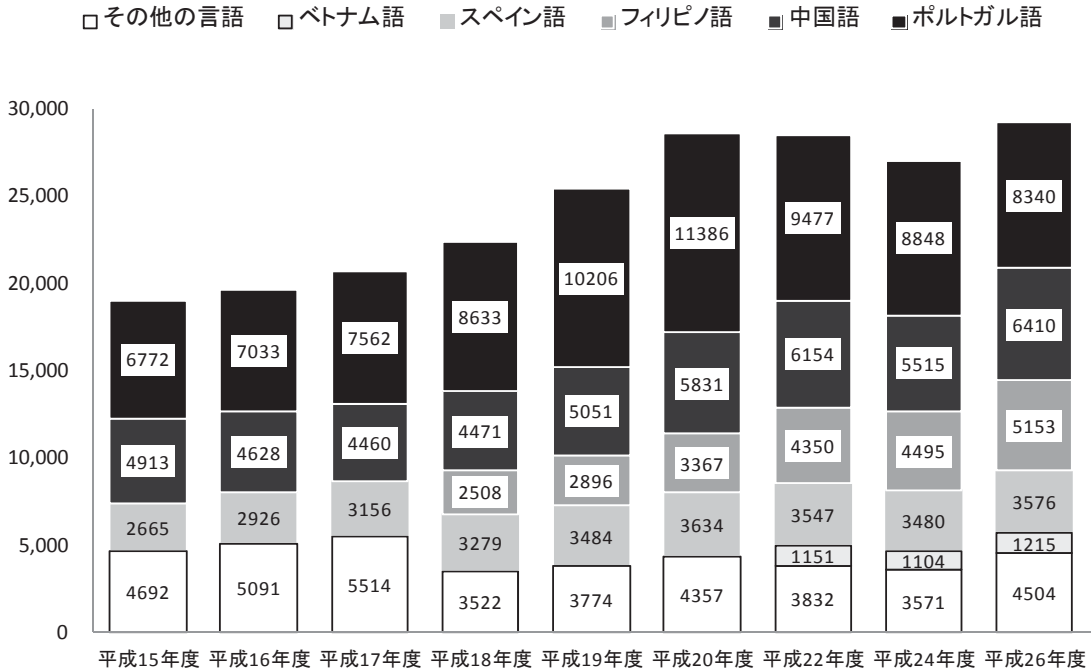


図1 日本語指導が必要な外国人児童生徒

出典：「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」（文部科学省 2013, 2015）に基づき作成。

例して、2008年のリーマンショックまで増加傾向にあったが、その後、減少に転じたのち、また、増加しつつある。平成26年（2014年）時点では、2万9200人余りの外国人児童生徒が日本語の教育を必要としている。

リーマンショック以降、ブラジルやペルーから来日した日系児童生徒は保護者の派遣切りによる失職のため帰国を余儀なくされ、減少の一途をたどっている。これに対して、フィリピンからの日系児童生徒は増加しつつある。こうした傾向は、日本における外国人児童生徒問題に大きな構造的変化をもたらしている。

南米からの日系人たちは、主として自動車関連企業や機械関連企業などで働くブルーカラー労働者として来日しており、中京地域・群馬・長野など特定の地域に集住してきた。集住現象によって、地域社会に生じた摩擦は大きかった

が、自治体、教育委員会、学校、そして、地域住民など地域社会側のネットワークによる地道な努力によって、さまざまな対応が積み重ねられてきた。これに対して、フィリピン系滞日労働者の近年の増加は、2009年の改定国籍法施行を背景とするものであり、全国各地の病院や福祉施設での介護労働者として来日しており、その多くは母子家庭で、全国に分散して在住している。こうした分散滞在型の外国人児童生徒に対する支援は地域コミュニティによる組織的対応がきわめて難しく、各地の学校が悲鳴を上げ始めているというのが現状である。

さらに、法務省のデータから外国人若年層の長期滞在人口を見ておこう。表1は、外国人若年層人口上位5カ国を2014年6月時点のデータからリストアップしたものである。在日韓国・朝鮮人は、その多くが3世・4世ですすでに日本

表1 滞日外国人若年層人口上位5カ国

国籍	総人口	6-17歳人口	6-14歳人口
中国	648,734	33,875	24,567
韓国・朝鮮	508,561	28,333	19,775
ブラジル	177,953	25,932	19,430
フィリピン	213,923	18,083	13,027
ペルー	48,263	7,752	5,714
総計	2,086,603	139,467	101,675

出典：「法務省出入国管理統計」（法務省 2014）

語は達者と言える。こうした点を考慮して総計から「韓国・朝鮮」籍の人口を差し引くと、6歳から14歳の義務教育期間では8万余人、高校まで広げると、少なくとも11万人の日本語の教育が必要な外国人児童生徒が日本には潜在的に中長期滞在していることが分かる。

文科省によって把握された日本語の学習を必要とする小・中・高校生データとの差は、8万人余りにもなる。この差の内訳の多くは、おそらく、インターナショナル校や外国人学校に通っている児童生徒と推察される。しかしさらに、日本の公立学校には適応できずに、外国人学校に通わざるをえない子どもたちがいること、また、学校自体からドロップアウトしてしまった学校不在籍の児童生徒も多数いることを考慮すべきである。つまり、2万9200人という数字は、じつは、公立学校の受け入れ環境が改善すれば、もっと大きくなりうる数字であることを確認しておく必要があるだろう。

カミンズは、学校生活における言語習得において、日常言語能力とは異なる学習言語能力（抽象的な概念の把握や論理的思考のベースとなる言語能力）の重要性を指摘する。そして、学習言語能力は、母語と新たな獲得言語との併行的な学習によって強化されると主張する（中島和子 2011: 27-34）。こうした母語教育の重要性の認識は、文部科学省の政策として「外国人児童生徒受け入れの手引き」にも一部取り入れられ

ている（文部科学省 2011）。たとえば、学校にさまざまな外国人児童生徒を受け入れている現実を踏まえて、試験も教科によっては、母語での解答を認めるように勧めている。一部の自治体は、こうした政策をすでに実際に推進しており、大阪府では、府立高校の入学試験において特別な配慮がなされているほか、母語支援ができる教育サポーターを派遣する事業が実施されている。

しかしながら、日本における多くの学校現場では、母語支援の重要性の認識はほとんど共有化されるに至っていない。母語・日本語教育の併行的な実施は、とりわけ、小学校教育課程において保障される必要があるが、そうした人材育成には、資金も時間もかかり、現実的な政策課題とはなりにくい。ましてや、近年増加しているフィリピン系児童生徒の場合、その母語自体が多言語であるため、母語支援のための教育環境を整えることはきわめて難しい。

グローバル化の進展にともなって、外国にルーツを持つ児童生徒の増加はさらに促進されていくことが見込まれる。しかも、滞在地の分散化と母語等の背景となる文化の多様化はいつそう増進していくものと思われる。従来からの人的支援に重点をおいた政策では、対応が困難となることは明らかである。つまり、今、新たな発想による支援ネットワークの構築が必要とされているのである。こうした状況下、ICTの教育

的活用は、マイノリティ児童生徒に対する支援環境の充実に向けて、大きな可能性を持っていると言えるだろう。

デジタル化されたテキスト教材の強みは、その共有化が容易であることである。それゆえ、ICTによる支援者ネットワークでは、開発した教材の共有化によって、デジタル教材と支援技術双方の質を高めることが容易になる。また、デジタルツールゆえに、時間と距離を越えた支援ネットワークが構築できることも大きな強みとして挙げられる。言語教育という専門性の高い支援活動に、今まで、直接的には関わらなかったような人びとも、デジタル図書を支援ツールとすることによって、その制作に関わって、多様なボランティアとして支援ネットワークに加わることができる。多様なボランティアと専門家が、こうした支援ネットワークに結集することにより、さらに支援の幅と質を向上させることが期待できる。とりわけ、「分散在住型マイノリティ」「多様な母語」などの支援困難なケースには、こうしたデジタルツールによる支援体制構築の有効性が見込まれるであろう。

デジタル教材の最大の強みは、アクセシビリティの優位性にあり、多様なマイノリティの子どもたちに向けて、教材を「読めるもの」「理解しやすいもの」にできる可能性がきわめて高い。現在、読み書き困難な児童生徒に提供されている DAISY 版教科書は、文字・画像・音声が入り混じって再生できるようになっており、聞く側の状況に合わせて、音声スピードも調節でき、何度でも再生することができる。まさに、言語学習者の自学自習にとってはとても便利なツールなのである。これらに、母語や「やさしい日本語」による語句説明や解説、要旨などを付加することができれば、日本語学習に困難さを抱えるマイノリティ児童生徒の学習環境を飛躍的に高めることができる。

Rits-DAISY は、こうした発想のもと、アク

シオンリサーチという実践的研究手法によって、外国にルーツを持つ児童生徒の教育支援を試みてきた。こうした Rits-DAISY の活動を振り返りながら、日本社会においてマイノリティ児童生徒が直面する壁を文化的側面と社会的側面の2つに分けて、それぞれ、具体的に検証している。

Ⅱ. 「外国にルーツを持つ児童生徒」が直面する日本語の壁＝文化的な壁

Rits-DAISY は、滋賀県湖南市をフィールドとする活動において、2010年から2011年にかけて、日本語初期指導教室の支援を試みた。この教室は、日本語が不十分な滞日間もない児童生徒を受け入れ、基本的に3カ月間、学校入学前に日本語等の導入的教育指導を行っている。当時、教室担当だった石塚義治氏は、この3カ月の間に、①絵カード（日本語・ポルトガル語が併記）を巧みに使用し、600語程度（理想的には800語）の基本単語を習得させること、②子どもたちが習得した言葉によって自己表現する喜びを実感できるトレーニングを目指すこと、③そして、最終的には、小学校1年～3年の国語教科書の中から、子どもたちが興味を持てる単元を選び、読解させることを目標とされていた。私たちは、こうした石塚氏の教育メソッドに共鳴し、石塚氏と協同して、①600語程度の絵カードの多言語 DAISY 版教材、②100語程度の基本動詞と例文の DAISY 版教材、③低学年国語教科書8単元分の多言語版 DAISY 版教科書（いずれも、日本語とポルトガル語・スペイン語・英語・中国語の両言語併記）を開発・制作した。

こうした母語を併記した日本語学習支援のためのデジタル教材開発を試みるなかから、今まで思いもよらなかった国語の低学年の教科書における「言語の壁」＝「文化の壁」が明らかになっ

あざからあめです。
It had been raining since the morning.
ぎつねのこは、ひとりではかんとしていました。
A baby fox was alone and idly looking out of the window.
「だれかにてがみをかこうかな。」
"To whom will I write a letter?"
うさぎさんやくまさんや、たぬきさんとは、きのうあそんだばかりです。
The baby fox had played with baby hares, bears and raccoon dogs just yesterday.
「そうだ、ねずみさんかいい。」
"Oh, I can write to the mouse."

図2 国語教科書翻訳事例（「てがみ」）

おいさんが、かぶのたねをまきました。
O avô espalhou sementes de nabo redondo.
「あまいあまいかぶになれ。おおきなおおきなかぶになれ。」
—Transformem-se em nabo redondo bem gostoso, tornem-se grande e grande!
あまい、げんきのよい、とてつむなくおおきいかぶができました。
Cresceu então, forte e enorme nabo redondo.
おいさんは、かぶをぬこうしました。
O avô tentou arrancar o nabo redondo.
「うんとこしょ、どっこいしょ。」
—Um, dois e ... força!
ところが、かぶはぬけません。
Mas, o nabo redondo não sai do chão.
おいさんは、おばあさんをよんできました。

図3 国語教科書翻訳事例（「おおきなかぶ」）

た。2つの具体例を取り上げ、こうした文化の壁を具体的に明らかにしておく。

まず、最初の事例（図2）は、小学校1年生用国語教科書（東京書籍）に載っていた「てがみ」という文章の英語翻訳版 DAISY 教材の一部である。「ぎつねさん」が、昨日のことを回想するシーンから始まる心温まる物語だ。子ども向けの良く練られた物語と思われるが、時制が重視される文法構造の外国語で翻訳してみると、最初から過去完了形を使用せざるをえない文章であることが分かる。つまり、時制の厳密性が要求される外国語というフィルターを通してみると、一見やさしそうに見える物語文が、じつは、高度な文法事項の理解を前提としているという事実が明らかとなる。日本語の時制の理解は、時制概念が明確な外国語使用者からみるとあいまいでとても難しいのである。教える側は、こうした言葉の壁が、小学校1年生の国語教科書に伏在することなど、一般的には、思いもよらないことなのである。おそらく、日本語教室担当者もその多くは、気がついていないのではなかろうか。

つぎの事例（図3）は、同じ小学校1年生国語教科書に載っている「おおきなかぶ」のポルトガル語翻訳版 DAISY 教材の一部である。こ

の作品を多言語教材化しようとするとき、教育委員会外国人児童生徒教育担当の日系ブラジル人スタッフは反対した。理由は、「面白くない」ということであった。当初、こうした声に違和感を感じたが、やがて、ポルトガル語翻訳に当たって、日系ブラジル人翻訳者とのやり取りの中で、重大な問題点が明らかとなった。

日系ブラジル人翻訳者によると、「あまいかぶ」という表現が理解できないというのである。ブラジルで、「甘さ」というのは、ケーキやお菓子のしっかりした「甘さ」であり、「野菜が甘い」という感覚はありえず、気持ちが悪いと言うのである。日本人が共有する野菜独特のうっすらとした甘みを説明しても納得してもらえなかった（ちなみに、タガログ語に翻訳した場合にはこうした問題は起こらなかった。野菜のあまみは十分理解できるとのことだった）。

そこで、本文の最後に注記を加えて、「「あまい」という日本語には、美味しいという意味があります。国によって、美味しさ（味覚）が違うというのも面白いですね。クラスの皆さんで、食べ物の味について話し合ってみましょう。」と書き込むことにした。小学校の先生たちに、こうした食文化・味覚文化の違いについて改めて考えてもらおうという意図からであった。

学校での給食指導では、「偏食は悪いこと」とされ、えてして厳しく指導される場合が多い。しかし、マイノリティ児童生徒には、それぞれ食文化として異なった「食の好み」がある。このことについて、どれほどの学校現場が理解しているだろうか。栄養摂取という観点からも、食文化の相違に対する意識を高めていくことは、マイノリティ児童を受け入れていく学校側にとって重要な配慮事項の一つであるべきだろう。脳や体の発育においてかけがえの無い時期にある子どもたちだからこそ、「言葉の壁」の背後にある「文化の壁」に気づくことが日本社会側に必要なのだ。この具体的事例から、母語教育支援は、こうした「文化の壁」を発見し、乗り越えて行く手立てを提供するうえで、不可欠であることが再確認できるだろう。

ところで、全国には母語教材(教科書全文翻訳・要約翻訳・キーワード翻訳)を制作している支援団体が存在するが、じつは、著作権法上の壁によって、これらの貴重な教材が共有化できないという実態が日本の社会にはある。Rits-DAISYは、2014年夏、教学図書協会を通じて、外国にルーツを持つ児童生徒やその支援者たちの間で制作した多言語DAISY教科書を共有化できるように許諾申請を試みた。大手教科書出版社の回答は、申請した2社とも否定的なものだった。理由は、デジタル教科書出版のあり方について方針が立てられていないというそっけないものだった。事務局側は、こうした支援は有意義だとは思いますが私たちの活動に一定の理解を示してはくれたものの、じつに残念な結果だと言わざるをえない。こうした教科書出版社の消極的姿勢は、グローバル化社会に向かう日本にとって、大きな社会的損失をもたらしていると言わざるをえない。こうした社会的壁については、さらに日本におけるデジタル教科書政策にフォーカスしながら、次節において詳しく見ていこう。

Ⅲ. DAISY 版教科書利用に対する社会的な壁

近年、日本においてもデジタル教科書導入に向けた議論がにわかに盛んになっている。こうした議論では、通常、「理想的なデジタル教科書設計はいかなるものか」という論点に終始しがちである。だが重要なのは、外国にルーツを持つ児童生徒なども含めて、多様なマイノリティ児童生徒を念頭に入れ、誰でもが利用できるアクセシビリティ性を追求することではないか。そのためには、教科書設計だけではなく、著作権法のあり方や文部科学省政策のあり方、そして、ICT教育に関わる学校側の対応を問うていかねばならない。そこで、本節では、マイノリティ児童生徒がデジタル教科書を利用する際に直面している、こうした「社会的な壁」について、法政策的な枠組みに注目しながら、その実情を明らかにしていこう。現在、読み書き困難な子どもたちに対して、以下の3つのルートでデジタル教科書が供給されている。

- ① 著作権法 33 条の 2 の第 4 項を基盤とする読み書き困難な児童に向けたデジタル教科書の無料配布(日本障害者リハビリテーション協会サイトからの DAISY 版教科書配布、あるいは、東京大学先端科学研究所サイトからの配布)
- ② 著作権法 37 条の第 3 項による図書館等による読み書き困難者に向けたデジタル教科書の制作(日本ライトハウスの支援活動など)
- ③ 教科書出版会社による一般児童に向けたデジタル教科書出版・販売

DAISY 版教科書は、2008 年に施行された教科書バリアフリー法にもとづくものであり、日本障害者リハビリテーション協会のサイトから無料でダウンロードできる。著作権法上は、

2010年に改定された同法33条の2の第4項が根拠となっている。問題は、日本語の読み書きが困難な外国にルーツを持つ児童生徒が利用できるか否かという点について、専門家の著作権法解釈が分かれることである。現在までのところ、文部科学省は、外国にルーツを持つ児童生徒の支援においてDAISY版教科書を活用させていくという積極的政策を提示するには至っていない。

教科書バリアフリー法の第1条は、法律の制定主旨を「障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資すること」としている。教科書バリアフリー法をこの目的にそって解釈すれば、日本語の障壁に苦しむ外国にルーツを持つ児童生徒に対して、バリアフリー教科書(=DAISY版教科書)の活用を推進していくことは至極当然のことではなかろうか。

教科書バリアフリー法施行に伴って行われた2010年著作権改定では、障害者に向けた著作権フリーの規定で大きな前進があった。著作権37条第3項の規定では、読みの困難な障害者などに向けて図書館などがデジタル図書形式で複製し、インターネット配信することが認められたのである。これを受けて、図書館協会側は、利害関係者との議論の末、ガイドライン(「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」)を提起している。このガイドラインは、あらゆる読み困難な者に対して、図書へのアクセシビリティを追求しようとする配慮に富んだものとなっている。具体的には、読み障害の事例として、「活字をそのままの大きさでは読めない」「活字を長時間集中して読むことができない」「目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない」「その他、原本をそのままの形では利用できない」などの具体例が列挙されており、この規定からは、日本語に慣れていない外

国にルーツを持つ児童生徒が直面する読み困難も含まれると解釈できるだろう。事実、こうしたマイノリティ児童生徒が置かれた厳しい日本社会の現状を良く知る先進的図書館機関(日本ライトハウスなど)は、すでに、本法規定に読み困難な外国にルーツを持つ児童生徒が含まれると解釈している。

しかしながら、政府による積極的政策が明らかに示されていない現状では、一般的には、「著作権問題のグレーゾーン」とみなされ、法規厳守の姿勢を貫こうとする教育委員会や学校は、DAISY版教科書を多様なマイノリティ児童生徒に対して積極的に使わせていくことができないでいる²⁾。

そのうえ、DAISY版教科書を活用した支援が進まないのには、「こころの壁」の問題にも起因している。DAISY版教科書の使用に対して、マイノリティ児童生徒の保護者に中には、「子どもは障害者ではない。そんな支援はいらない」と強く拒絶する方もいる。その態度の頑なさから、日本社会のなかで受けた差別体験による心のうちのトラウマによって、「障害」というネガティブな印象を持つレッテルに対して、一層過剰な拒絶反応を引き起こしているケースがあるものと推察される。

ところで、教科書出版会社の一部は今春から初等教育課程のデジタル教科書販売を開始している。こうした商業出版としてのデジタル教科書は、外国にルーツを持つマイノリティ児童生徒の学習権保障の問題を乗り越える切り札となりえるだろうか。教科書出版会社側の担当者は、あるシンポジウムの際に、「教科書といえども商品であるので、原価計算が必要となる。あらゆる要望に対応することは、こうした制約から難

2) 筆者らは、2014年9月12日に文化庁著作権課が実施した障害者諸団体に向けて行われたヒアリングの際に、「帰国・外国人児童生徒等」の教育機会均等に資する著作権法改定に向けた意見書を提出した(小澤 2015:124-125)。ぜひ参照されたい。

しい」と述べている。こうした言葉に、デジタル教科書出版の制約の本質が良く表れている。理想的なアクセシビリティは技術的には追求できるが、現実的には市場価格の制約が物を言うことになる。アクセシビリティがある程度担保されたデジタル教科書に対して、その著作権が厳しく守られ、システムとして閉じた（ユーザー側が使い勝手良くカスタマイズすることができない）商品になってしまうと、今まで、DAISY版教科書では可能であった、ボランティアによる母語や「やさしい日本語」を加えていく支援活動が不可能になってしまう。そこに、商業出版の落とし穴があるのである。これでは、多様なマイノリティ児童生徒側からすると、とんでもない不利益を招くことになってしまう。

では、マイノリティ児童生徒の前に立ちふさがる、こうした壁を乗り越えていくために、われわれはどうしたらよいのであろうか。

IV. 結びにかえて：社会的・文化的壁の乗り越えに向けて

外国にルーツを持つ児童生徒が直面する日本語の壁の背後には、「文化の壁」があることが明らかとなった。だが、「文化の壁」は把握しづらく認識することは難しい。それゆえ、こうした見えない壁を理解していくためには、母語による学習支援は必須となるのである。日本語テキストの母語翻訳の過程で、マイノリティ児童生徒が日本社会で生きていく困難さをより深く理解していくことが可能となるからである。こうした知見にもとづき、DAISY版教科書に母語ならびに「やさしい日本語」による説明を補充していけば、マイノリティ児童生徒に立ちはだかる「文化的な壁」を低めていくことができるだろう。デジタルツールの強みを活かして、さらに国境も越えて、従来、支援に関われなかった多様な潜在的な人材をネットワークして、支援組

織を強化していくことができれば、「文化の壁」を乗り越えていく可能性はさらに高くなる。しかしながら、問題は、そうして開発・制作したデジタルコンテンツの共有化が著作権法によって阻害されている点（＝「社会の壁」の存在）である。

デジタル教科書の制作に際しては、教科書会社側も、多数にのぼる著作権者たちとの厳しい交渉に迫られ、それが大きな負担となっている。デジタル教科書政策を社会的に推し進めようとするとき、現行の著作権法の基本枠組みを見直し、社会公共的に使用する教科書制作の場合、著作権フリーとする制度の導入を追求すべき時機に至っていると言えるだろう。これは、デジタル教科書自体にも適応されるべきあり、商業的に出版されたデジタル教科書の不備を、マイノリティ支援団体が協力して、多様な障害や困難を持った児童生徒に対して、より使いやすくなるためにカスタマイズしていける可能性を法制度的に保証すべきである。しかし、このような抜本的な制度改革には、著作権者との利害調整などに、多くの時間がかかるものと想定される。そこで、現行著作権法を前提として、問題の乗り越えを追求しようとするれば、以下の2つの方法が考えられる。

まず、外国にルーツを持つ児童生徒が直面する「読みの困難」も文化的な意味での障害であり、現行著作権法で著作権フリーの対象となっている視覚・聴覚障害等の範疇に含めて理解するという方法である。つまり、「障害概念」を拡張して解釈する政策であり、法律を改正せずに、施行令・施行規則などでの対応を模索しようとするものである。だが、こうした方法も、結局は、法的理解の枠組みの議論となって、利害関係者との合意形成には時間を要するかもしれない。

もうひとつの方法は、教科書バリアフリー法に鑑み、文部科学省が、外国にルーツを持つ児童生徒に対して、DAISY版教科書等を活

用させるという積極的な政策を打ち出すことである。こうすれば、著作権法第33条の2の第4項の枠組みで、マイノリティ児童生徒がDAISY版教科書を使用できるようになるだろう。そもそも、教科書バリアフリー法は、「障害の有る無しに関わらず教科書を活用すること」を目標としており、ユニバーサルデザイン性を追求するDAISY版教科書は、それが読みやすい子どもたちにはだれでも、積極的に使用させていくべきなのである。こうした積極政策は、ディスレクシア児童に対するDAISY版教科書の普及においても絶大な効果を発揮するはずである。マイノリティ児童生徒のために制作した教材コンテンツは、マイノリティ支援に寄与するばかりではなく、マジョリティとしての日本人がグローバル化が進行する現代世界に立ち向かっていく際の教育資源としても有効活用できる。政策当局の日本社会の将来を見据えた勇断を期待したい。

われわれの次なる課題としては、こうした政策判断を後押しするために、学校現場と連携し、外国にルーツを持つ児童生徒が直面する日本語学習における困難度をディスレクシア児童と同じアセスメント基準で測定しながら、外国にルーツを持つ児童生徒が日本社会において置かれている困難な状況を数値データによって検証することである。引き続き、アクションリサーチに力を注いでいきたい。

付記

本稿は、2014年12月6日に、東京大学バリアフリー教育開発研究センターで著者が行った招聘報告(小澤2015)を論文として改稿したものである。

引用文献

Cummins, J., Brown, K. and Sayers, D. (2007)

Literacy, Technology, and Diversity: Teaching for Success in Changing Times. Person Education.

法務省(2014)出入国管理統計(平成26年6月)(2014年10月30日取得 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127507>).

宮島喬(2005)学校教育システムにおける受容と排除. 宮島喬・太田晴雄(編)外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生問題. 東京大学出版会, 37-56.

宮島喬・太田晴雄(2005)外国人の子どもと日本の学校. 宮島喬・太田晴雄(編)外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生問題. 東京大学出版会, 4-5.

文部科学省(2011)外国人児童生徒受け入れの手引き(平成23年)(2015年11月9日取得 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm).

文部科学省(2013)日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成24年)(2015年11月9日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/_icsFiles/afiedfile/2013/04/03/1332660_1.pdf).

文部科学省(2015)日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年)(2015年11月9日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afiedfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf).

中島和子(2011)カミズ教育理論と日本の年少者言語教育. ジム・カミズ(著), 中島和子(訳)言語マイノリティを支える教育. 慶應義塾大学出版会, 21-23・27-34.

太田晴雄(2005)日本のモノカルチャリズムと学習困難. 宮島喬・太田晴雄(編)外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生問題. 東京大学出版会, 57-69.

小澤亘(2015)「日本語」というバリアー—ニューカマーの子どもたちと学習権の保障. 東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター活動報告, 3, 113-125(2015年11月9日取得 http://www.p.u-tokyo.ac.jp/cbfe/110-annualreport/2014/cbfe_annualreport_2014vol3.pdf).

佐久間孝正(2006)公平性を欠く外国人児童・生徒の自治体行政. 佐久間孝正(2006)外国人の子ども—not 就学—異文化に開かれた教育とは. 勁草書房,

137-176.

佐久間孝正（2011）文部科学省「定住外国人の子どもの教育等に関する制作懇談会」での提言．佐久間孝正（2011）外国人の子どもの教育問題—政府内

懇談会における提言．勁草書房，101-104.

（受稿日：2015. 7. 31）

（受理日：2015. 12. 1）

Practice & Discussion

Immigrant Children's Right to Learn and Digital Textbook Policy in Japan

OZAWA Wataru

(College of Social Sciences, Ritsumeikan University)

Even though immigrant children in Japan face difficulty when it comes to learning Japanese, there seems to be no researcher or scholar willing to discuss the issue of making a new Digital Textbook system for them. In this paper we focus on this blind area of Digital Textbook Policy. For several years, we have been helping ethnic minority children using a Digital Book technology called DAISY. In this paper, we use our past experiences in an attempt to develop a proposed new Digital Textbook policy in order to guarantee immigrant children's right to learn in Japan.

Key Words : digital textbook policy, DAISY textbook, immigrant children, right to learn, copyright law

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.33, 63-74, 2016.
